

八代市経常業務委託共同企業体事務処理要領

(趣旨)

第1条 八代市が発注する業務委託等（物品及び役務に係る区分を含む。）に係る経常業務委託共同企業体（業務委託等を共同連帯して履行することを目的として、複数の業者が出資して設立した単一の共同事業を営む団体をいう。以下「共同企業体」という。）の競争入札参加資格等に関する事務取扱いについては、別に定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(入札参加の取扱い)

第2条 共同企業体の構成員は、共同企業体の構成員として参加する競争入札等に単体の有資格者として参加できない。

(共同経営)

第3条 共同企業体は、共同履行方式を主体として、各構成員がそれぞれ資金、機械、労務等を提供して、構成員全体で組織する運営委員会を設け、業務の遂行に当たる共同企業体経営方式とする。

(共同企業体の構成員)

第4条 共同企業体の構成員は、次に掲げる各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 資格審査を受けようとする共同企業体に係る業務について、すべての構成員が八代市における競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 審査を受けようとする共同企業体について、すべての構成員が八代市内に本店又は営業所等を有し、かつ、構成員の半数以上が八代市内に本社又は本店を有すると認められた者であること。
- (3) 他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 業務の履行に当たり必要な許可、資格等を有し、公共企業体で登録する業務について官公庁での実績があること。

(構成員の出資割合)

第5条 すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第6条 代表者は、最大の履行能力を有する者で、出資比率が、構成員のうち最大であるものとする。

(資格審査の申請)

第7条 資格審査の申請をしようとする共同企業体は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 経常業務委託共同企業体申請書
- (2) 経常業務委託共同企業体申請書協定書
- (3) 共同企業体で登録する業務について、官公庁での実績を証明する書類
- (4) 営業に関し許可、登録、認可等を必要とする場合の当該許可、登録、認可等を証する書類の写し
- (5) その他業務において定める要件を確認するための資料

(資格審査)

第8条 共同企業体の資格審査については、第2条から前条までに規定する事項について行うものとする。

2 市長は、競争入札参加資格を有すると認めた共同企業体を有資格者名簿に登録するものとする。

(入札)

第9条 市長は共同企業体に係る入札事務については、八代市が行う入札事務の例による。

2 入札書における相手方の表示は、共同企業体の名称及び所在地並びに代表者の商号又は名称及び代表者名の記名押印によるものとする。

(共同履行の確保)

第10条 共同履行の確保を図るため、委託業務等の契約を締結した共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(解散の時期)

第11条 契約を締結した共同企業体は、当該契約の履行後6月を経過し、かつ、市長の承認を得た後でなければ解散することができない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。